

第3章

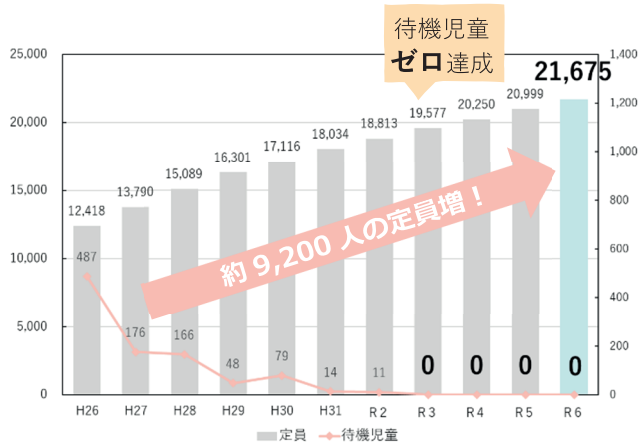
これまでの取組

- 1 保育サービスの充実
- 2 安心して出産・子育てができる環境の充実
- 3 学齢期の子どもや若者の居場所づくり
- 4 支援を必要とする子どもや家庭への取組

01 保育サービスの充実

保育所待機児童ゼロを達成

増加を続ける保育ニーズに対応するため、平成 28 年度に待機児童ゼロ作戦を展開しました。平成 26 年度からの 10 年間で全国トップクラスとなる 9,200 人以上の保育定員増を実現し、令和 3 年度から 4 年連続で待機児童ゼロを達成しました。



平成 27 年度
創設！

練馬こども園の拡充

全国初となる幼保一元化施設「練馬こども園」を創設し、子どもの教育や保育について、保護者の選択の幅を広げました。

令和 6 年度には実施園数が 26 園となり、更に拡大しています。

実施園数

平成28年度
13 園



令和6年度
26 園

登園時の保護者負担を軽減

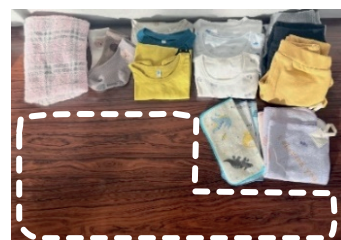
保護者の登園準備の負担を減らし、家庭で親子が触れ合う時間を増やすため、令和 5 年度に「おむつのサブスク」を、令和 6 年度に「エプロンのサブスク」を導入しました。



▲サブスク導入前

もっと、
手軽に！

▼サブスク導入後

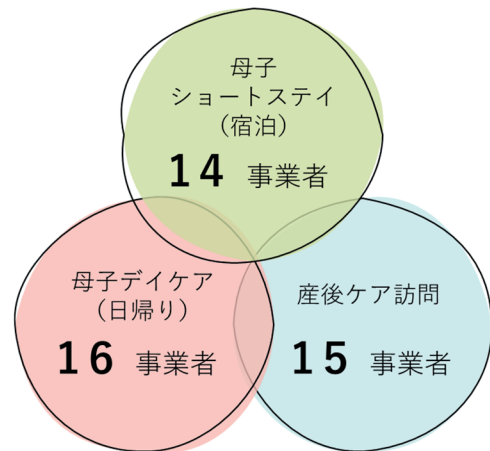


02 安心して出産・子育てができる環境の充実

産後ケア事業の充実

利用を希望する方のニーズに対応するため、実施事業者数を拡充するなど、受入体制を充実してきました。

令和6年度には、利用回数に関わらず、利用者負担額の減額を行いました。



令和元年度
創設！

練馬こどもカフェを拡大

民間カフェ等と協働し、子どもが学び・遊ぶ機会や、保護者同士が交流したり、気軽に悩みを相談できる場を提供しています。

開催店舗は創設当初の2店舗から10店舗に拡大しています。

実施店舗数

令和元年度 2 店舗 令和6年度 10 店舗

令和6年度
開始！

ベビーシッター利用支援事業の導入

仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるよう、自宅等で子どもを預かるベビーシッター利用料の補助制度を令和6年7月から開始しました。24時間365日利用することができ、子どもを一時的に預けられるサービスの選択肢が更に広がりました。



03 学齢期の子どもや若者の居場所づくり

ねりっこクラブの拡大

すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を区立小学校内で提供するため、早期の全校実施を目指しています。

また、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を実施しています。



実施校数

平成28年度
3 校



令和 6 年度
59 校

児童館での中高生カフェの実施

令和 2 年度から全 17 児童館で、中高生が気軽に悩みを話したり、不登校やヤングケアラー等の様々な相談ができる「中高生カフェ」を実施しています。

令和 5 年度から児童館職員が中学校や高校に出向く、出前中高生カフェを実施しています。



就労支援プログラムの充実

若者サポートステーション（春日町青少年館内）では、ひきこもり状態等にある方への居場所提供や自立支援として就労支援プログラムを行っており、利用者数は増加しています。

令和 5 年度の進路決定者は延べ 72 名で、就労された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実し、職場への定着もサポートしています。



04 支援を必要とする子どもや家庭への取組

障害児や医療的ケア児への支援の充実

特別な支援を必要とする子どもたちが増加傾向にある中、保育施設や学童クラブで障害児等の受入れ枠を拡大してきました。

令和5年10月、こども発達支援センターに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療や福祉、地域生活に関わる相談に対応するとともに、医療的ケア児を育てた経験のある家族が相談、助言を行っています。

令和5年度に策定した医療的ケア児に対する新たな支援方針に基づき、医療的ケアが必要な児童生徒の受入れを引き続き実施します。



ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

令和4年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃負担を軽減するため、転宅費用助成を開始しました。

また、子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスを充実しました。

早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座の実施や、ADR（裁判外紛争解決手続）利用支援事業を充実しました。



都区連携に舵を切る区が増加！

児童相談体制「練馬区モデル」の強化

都は、令和6年6月に東京都練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置しました。

都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、一時保護や児童養護施設入所などの法的対応も更に迅速に行えるようになりました。

